

社会福祉施設従事者相互保険事業に係る新型コロナウイルス感染症
を直接の死因とする災害保険金の取扱いについて

社会福祉施設従事者相互保険における災害保険金（各コース一律80万円）の対象となる感染症として、令和2年5月20日から新型コロナウイルス感染症が該当していましたが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」において新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類相当感染症」から、季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」になったことに伴い、災害保険金の対象外（次回契約更新日の令和6年7月1日から適用）となります。

詳細については、下記までお問合せください。

令和5年11月10日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
理事長 橋本正明

<お問合せ先>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
福祉振興部 福祉振興第二課 電話：03-3486-7511